

## 日本オンライン情報検索ユーザー会内規

### (総則)

1. 社団法人情報科学技術協会(以下、協会)は、オンラインデータベース利用を含む各種情報検索サービスに関する調査・研究並びにその活用技術の向上とともに情報検索に関する分野の発展のため、「日本オンライン情報検索ユーザー会 (以下 OUG とする)」と称する会員組織を設ける。英文名称は **Online Users Group** と称する。
2. OUG の運営に関しては以下の各項による。

### (目的と活動)

3. OUG の目的と活動は次のとおりとする。
  - 1) OUG 会員の相互の情報・意見交換による情報検索に関する知識・技術の向上、およびそれらの利用の促進をはかる。
  - 2) 情報検索に関する調査・研究の成果を OUG 会員相互で共有し、より高度な情報検索の実践に資するとともに後進の育成に寄与する。
  - 3) オンラインデータベースを含む各種情報検索サービスに関する改善策があれば、必要に応じて関係諸団体に提案するとともに、その成果を OUG 会員相互または協会の会員に対して発表する。

### (OUG の構成)

4. OUG の構成は下記のとおりとする。
  - 1) 協会に担当理事を置く。  
担当理事は OUG の活動についての要望などを把握し、理事会への報告、協会との調整などを行なう。
  - 2) OUG は、複数の分科会から構成され、OUG 会員は一つ以上の分科会に所属することができる。

### (分科会の運営)

5. 各分科会の運営は下記によるものとする。
  - 1) 新たな分科会は、目的を明確にし、発起人を決めた後、協会の担当理事に届け出ることにより発足するものとする。担当理事は、協会の理事会の追認を受ける。
  - 2) 分科会を構成する OUG 会員は、協会の会員に限る。
  - 3) 分科会は、各分科会の構成員の互選により選ばれた主査を中心に運営する。主査は、担当理事、事務局などとの連絡、調整の窓口となる。
  - 4) OUG 会員は、協会事務局に申請することにより登録した複数の分科会に参加することができる。但し、初めて参加する分科会については事前に当該主査の了承を得るものとする。
  - 5) OUG 会員は、登録した分科会の運営に協力する。
  - 6) 各分科会は、年度末に活動報告と次年度の計画を担当理事を通じて会長に提出する。
  - 7) 分科会は所期の目的を達した時、主査が担当理事に届け出たのちに解散することができる。
  - 8) OUG は、OUG 会員のみで研究会や集会を開催することができる。
  - 9) OUG は、必要に応じて OUG 会員が選出するメンバーによるアドバイザー・ボード(A.B)を設け、助言や答申を受けることができる。

### (OUG 会費)

6. OUG 会費について次のとおり定める。

1) OUG に入会しようとするものは、所定の申込書に OUG 会費を添えて、協会事務局に提出しなければならない。同時に、参加する分科会を登録するとともに当該主査の了承を得るものとする。

2) OUG 会員は、次に定める OUG 会費を協会事務局に納付しなければならない。なお、既納の OUG 会費は如何なる場合でも返還しない。

(協会の維持会員および特別会員)

年額 15,000 円とし、人数に制限無く、また、複数の分科会に参加することができる。

(協会の名誉会員、正会員および準会員)

年額 5,000 円とし、複数の分科会に参加することができる。

3) OUG の運営費は、協会の OUG 会費収入から支出する。協会は OUG 会費収入の 30% を事務局経費とし、OUG は 70% を自主的に運用できる。分科会は協会事務局から定期的に分科会予算と使用状況の報告を受け、その範囲内で運営することを原則とする。

4) OUG 会員に同伴して参加するビジターがいる場合は、事前に参加する分科会の主査の了承を得る。ビジターの参加費は 1 回につき 2,000 円とし、その都度協会事務局に納入するものとする。但し、主査の判断でこれを免除することができる。

5) OUG 会員は文書で通知することによって、任意に退会することができる。また、OUG 会員が会費請求後 1 年以上経過して会費を納入しないときは、退会したものとみなす。

(内規の改訂)

本内規の変更は、担当理事への上申を経て理事会の承認により行うものとする。担当理事は本内規を適宜確認し、実態と異なる場合には分科会を運営する主査並びに協会事務局に確認するとともに必要に応じ改訂作業に着手するものとする。

(附則)

1. 本内規は 2004 年 2 月 4 日の OUG 臨時総会において承認され、同日より発効する。
2. 日本オンライン情報検索ユーザー会運営内規 (九版) は 2004 年 2 月 4 日で廃止する。
3. 2013 年 3 月 29 日の理事会で改訂。「(OUG の構成)」から会長、副会長、および会員総会を削除し、また、研究会開催とアドバイザーボード設置に関する記述を「(分科会の運営)」に移動した。「(分科会)」は「(分科会の運営)」に、「(OUG 会員および会費)」は「(OUG 会費)」にそれぞれ改めて、分科会運営に関する記述と会費に関する記述とを整理した。また、会費のうち運営費の占める割合を明記した。